

災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書

大規模地震、風水害などの自然災害及びテロ等による災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に高知県立高知公園（以下「高知公園」という。）を報道等の拠点として使用することについて、高知公園管理者高知県知事（以下「甲」という。）と別紙放送局（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、大規模災害等によりテレビ高知本社が使用不能となるなど放送の継続が困難となった場合（以下「緊急事態」という。）に、高知公園の一部を乙が借用し、放送拠点として次のとおり使用することを目的とする。

- （1）乙が高知公園内へ中継車等の車両を乗り入れること。
- （2）乙が中継車から放送をすること。
- （3）前2号に定めるもののほか、特に乙から要請があり、甲が必要と認めるもの

（協定期間）

第2条 協定期間は、平成25年12月5日から平成26年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日から1か年延長するものとし、その後も同様とする。

（使用箇所の指定）

第3条 緊急事態に関し、乙が使用する高知公園の施設は次のとおりとし、当該各施設に至るまでの通路を含むものとする。

なお、高知公園は、一時避難場所に指定されており、発災時には多数の避難者が想定される。車両等の通行にあたっては、避難者の安全確保を図ること。

（下記(1)~(3)に至るまでの通路を含む）

- （1）二ノ丸
- （2）三ノ丸
- （3）梅の段

（使用期間）

第4条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則として3週間以内とする。

（使用申請）

第5条 乙は、使用開始日に、別添「都市公園内行為許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急事態で速やかに提出できない場合は、口頭、ファクシミリ等可能な手段で申し出るものとする。

（連絡窓口等）

第6条 甲及び乙は、大規模災害等が発生した際に甲と乙が連絡を取る方法及び窓口となる者を定めるものとする。

(使用期間延長の手続)

第7条 使用期間の延長については、必要より甲、乙双方が協議するものとする。

(原状回復)

第8条 使用が終了したときは、乙は、その負担において使用開始時の原状に復するものとする。

(管理者責任)

第9条 甲は、乙が高知公園を使用するに当たり発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成25年12月5日

甲 高知県立高知公園管理者
高知県知事

乙 高知県高知市北本町3丁目4-27
株式会社テレビ高知
代表取締役社長

災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書

大規模地震、風水害などの自然災害及びテロ等による災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に高知県立高知公園（以下「高知公園」という。）を報道等の拠点として使用することについて、高知公園管理者高知県知事（以下「甲」という。）と高知さんさんテレビ株式会社（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、大規模災害等により高知さんさんテレビ本社が使用不能となるなど放送の継続が困難となった場合（以下「緊急事態」という。）に、高知公園の一部を乙が借用し、放送拠点として次のとおり使用することを目的とする。

- （1）乙が高知公園内へ中継車等の車両を乗り入れること。
- （2）乙が中継車から放送をすること。
- （3）前2号に定めるもののほか、特に乙から要請があり、甲が必要と認めるもの

（協定期間）

第2条 協定期間は、平成25年12月5日から平成26年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日から1か年延長するものとし、その後も同様とする。

（使用箇所の指定）

第3条 緊急事態に関し、乙が使用する高知公園の施設は次のとおりとし、当該各施設に至るまでの通路を含むものとする。

なお、高知公園は、一時避難場所に指定されており、発災時には多数の避難者が想定される。車両等の通行にあたっては、避難者の安全確保を図ること。

（下記(1)~(3)に至るまでの通路を含む）

- （1）二ノ丸
- （2）三ノ丸
- （3）梅の段

（使用期間）

第4条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則として3週間以内とする。

（使用申請）

第5条 乙は、使用開始日に、別添「都市公園内行為許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急事態で速やかに提出できない場合は、口頭、ファクシミリ等可能な手段で申し出るものとする。

（連絡窓口等）

第6条 甲及び乙は、大規模災害等が発生した際に甲と乙が連絡を取る方法及び窓口となる者を定めるものとする。

（使用期間延長の手続）

第7条 使用期間の延長については、必要より甲、乙双方が協議するものとする。

（原状回復）

第8条 使用が終了したときは、乙は、その負担において使用開始時の原状に復するものとする。

（管理者責任）

第9条 甲は、乙が高知公園を使用するに当たり発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成25年12月5日

甲 高知県立高知公園管理者
高知県知事

乙 高知県高知市若松町10-11
高知さんさんテレビ株式会社

災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書

大規模地震、風水害などの自然災害及びテロ等による災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に高知県立高知公園（以下「高知公園」という。）を報道等の拠点として使用することについて、高知公園管理者高知県知事（以下「甲」という。）と別紙放送局（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、大規模災害等により日本放送協会高知放送局放送会館が使用不能となるなど放送の継続が困難となった場合（以下「緊急事態」という。）に、高知公園の一部を乙が借用し、放送拠点として次のとおり使用することを目的とする。

- （1）乙が高知公園内へ中継車等の車両を乗り入れること。
- （2）乙が中継車から放送をすること。
- （3）前2号に定めるもののほか、特に乙から要請があり、甲が必要と認めるもの

（協定期間）

第2条 協定期間は、平成25年12月5日から平成26年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日から1か年延長するものとし、その後も同様とする。

（使用箇所の指定）

第3条 緊急事態に関し、乙が使用する高知公園の施設は次のとおりとし、当該各施設に至るまでの通路を含むものとする。

なお、高知公園は、一時避難場所に指定されており、発災時には多数の避難者が想定される。車両等の通行にあたっては、避難者の安全確保を図ること。

（下記(1)~(3)に至るまでの通路を含む）

- （1）二ノ丸
- （2）三ノ丸
- （3）梅の段

（使用期間）

第4条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則として3週間以内とする。

（使用申請）

第5条 乙は、使用開始日に、別添「都市公園内行為許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急事態で速やかに提出できない場合は、口頭、ファクシミリ等可能な手段で申し出るものとする。

（連絡窓口等）

第6条 甲及び乙は、大規模災害等が発生した際に甲と乙が連絡を取る方法及び窓口となる者を定めるものとする。

(使用期間延長の手続)

第7条 使用期間の延長については、必要より甲、乙双方が協議するものとする。

(原状回復)

第8条 使用が終了したときは、乙は、その負担において使用開始時の原状に復するものとする。

(管理者責任)

第9条 甲は、乙が高知公園を使用するに当たり発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成25年12月5日

甲 高知県立高知公園管理者
高知県知事

乙 高知県高知市本町3丁目3番
日本放送協会高知放送局
局長

災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書

大規模地震、風水害などの自然災害及びテロ等による災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に高知県立高知公園（以下「高知公園」という。）を報道等の拠点として使用することについて、高知公園管理者高知県知事（以下「甲」という。）と別紙放送局（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、大規模災害等により高知新聞放送会館及び高知放送南館が使用不能となるなど放送の継続が困難となった場合（以下「緊急事態」という。）に、高知公園の一部を乙が借用し、放送拠点として次のとおり使用することを目的とする。

- （1）乙が高知公園内へ中継車等の車両を乗り入れること。
- （2）乙が中継車から放送をすること。
- （3）前2号に定めるもののほか、特に乙から要請があり、甲が必要と認めるもの

（協定期間）

第2条 協定期間は、平成25年12月5日から平成26年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日から1か年延長するものとし、その後も同様とする。

（使用箇所の指定）

第3条 緊急事態に関し、乙が使用する高知公園の施設は次のとおりとし、当該各施設に至るまでの通路を含むものとする。

なお、高知公園は、一時避難場所に指定されており、発災時には多数の避難者が想定される。車両等の通行にあたっては、避難者の安全確保を図ること。

（下記(1)~(3)に至るまでの通路を含む）

- （1）二ノ丸
- （2）三ノ丸
- （3）梅の段

（使用期間）

第4条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則として3週間以内とする。

（使用申請）

第5条 乙は、使用開始日に、別添「都市公園内行為許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急事態で速やかに提出できない場合は、口頭、ファクシミリ等可能な手段で申し出るものとする。

（連絡窓口等）

第6条 甲及び乙は、大規模災害等が発生した際に甲と乙が連絡を取る方法及び窓口となる者を定めるものとする。

(使用期間延長の手続)

第7条 使用期間の延長については、必要より甲、乙双方が協議するものとする。

(原状回復)

第8条 使用が終了したときは、乙は、その負担において使用開始時の原状に復するものとする。

(管理者責任)

第9条 甲は、乙が高知公園を使用するに当たり発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成25年12月5日

甲 高知県立高知公園管理者
高知県知事

乙 高知県高知市本町三丁目2番15号
株式会社高知放送

津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、南海地震等による津波が発生し、又は発生する恐れがあり、地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地及び名称 高知市追手筋2丁目7番5号 高知県立高知城歴史博物館
- (2) 所有者 高知県
- (3) 構造等 鉄筋コンクリート造（1階）
鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（2・3階） 3階建
- (4) 使用場所 3階展示ロビー
合計151.09㎡（約151人収容）

2 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）しなければならない。この場合において、地域住民等が避難をしたことによって対象施設に損傷を与えたことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用は甲が負担する。その他については、甲乙で協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第6条 乙は、対象施設が津波避難ビルとして使用中の期間においては、当該対象施設内において発生した地域住民等に係る事故その他の損害に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合には、この限りではない。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第7条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定したときは、原則として、それを表示する看板を対象施設に設置し、甲のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協定の有効期限）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月3日

甲 高知市
高知市長

乙 高知県
高知県知事

大規模災害時における避難所及び緊急避難場所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所（以下「避難所」という。）及び緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所及び緊急避難場所として使用し、被災者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所及び緊急避難場所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時の避難所及び緊急避難場所として指定し、使用することを承諾する。

- (1) 所在地 高知市浦戸城山 830 番地
- (2) 名称 高知県立坂本龍馬記念館
- (3) 使用場所 ホール（床面積 152.21 m²）

2. 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所及び緊急避難場所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、避難所及び緊急避難場所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、災害発生後から施設を避難所及び緊急避難場所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し、決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の運営・管理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡体制の確認）

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

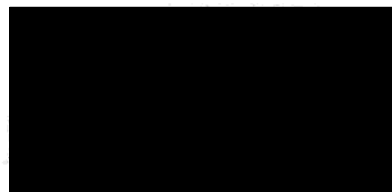
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

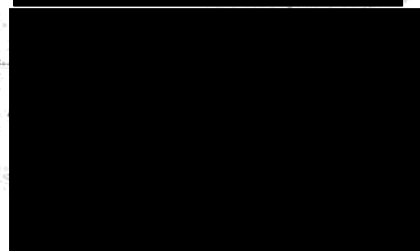
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

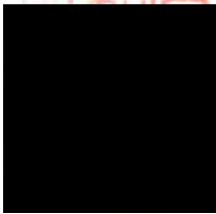
甲 高知市
代表者 高知市長



乙 高知県
代表者 高知県知事



災害時における警察公用車両の一時退避場所
の提供に関する協定



令和2年7月9日

高知県警察

高知県教育委員会

災害時における警察公用車両の一時退避場所の提供に関する協定

高知県警察（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察公用車両（以下「公用車」という。）の一時退避場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から受ける公用車の一時退避に必要な敷地の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

（乙敷地利用の要件）

第2条 甲は、災害時において公用車の一時退避に必要があると認められるときは、乙敷地を利用することができるものとする。

（一時退避の場所）

第3条 乙が、甲に公用車の一時退避場所として提供する敷地は、あらかじめ定められた別図の範囲とする。ただし、公用車の退避に必要以上のスペースを要する事態が発生した場合においては、その他の敷地を利用することを妨げない。その場合には、甲が乙に対して、速やかにその旨の連絡を行うものとする。

（乙敷地出入口に係る合鍵の利用）

第4条 甲は乙の事前許可に基づき敷地出入口の合鍵を作製することができるものとし、敷地出入口の通行を行うものとする。なお、乙は敷地出入口の鍵を交換した場合には、甲に対し速やかに通知するものとする。

（乙敷地への公用車乗り入れに関する安全管理）

第5条 甲は、乙敷地へ公用車を乗り入れる際には、避難住民の避難行動の妨げをしてはならず、また、出入口付近において交通整理員を置くなど、安全管理を徹底するものとする。

（乙敷地利用終了後における連絡）

第6条 甲は第2条の要件が解消された際は、速やかに乙敷地から公用車を退出させ、乙に連絡を行うものとする。

（乙敷地における賠償に係る費用負担）

第7条 甲が乙敷地の利用に際し、何らかの損傷事由が生じた場合には乙に対し、甲が全額費用負担を行うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び敷地利用に係る情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月9日

甲 高知市丸ノ内2丁目4番30号
高知県警察本部長

乙 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育長

4

高知県立高知公園区域図

※赤線で囲まれた範囲が公園区域
青色に着色した範囲が避難場所

